



東上総教育事務所
シンボルマーク



九十九里浜

東上総の未来を創る 子供たちと先生方のために

千葉県教育庁東上総教育事務所長 林 英樹



東上総の教育の振興に向け、日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私が組織運営において最も大切にしているのは、「みんな仲良く」という言葉です。30数年の教員生活を通して、お互いに想いを伝え合い、誠実に向き合う「対話」が、組織を一つにする最大の力になると信じております。この姿勢を基本に、今年度は特に二つのことを積み重ねてまいります。

一つ目は、皆様と共有した目標を達成するために支援を「続ける」こと。二つ目は、当事務所が市町村教育委員会や学校、そして子供たちを「繋ぐ」パイプ役となり、課題解決を共に考えていくことです。

今年度も「すべては子供たちのために」という信念のもと、私たちは学校を支援する「ファシリテーター」、家庭や地域の「サポーター」、そして17市町村教育委員会の「アドバイザー」として、皆様への伴走を続けてまいります。

具体的には、総務課ではキャリアに応じた研修と適正な事務処理を推進します。管理課では、信頼される質の高い「人財」の育成、働き方改革、そして不祥事根絶に注力いたします。指導室では「主体的・対話的で深い学び」を通じた「生きる力」の育成を掲げ、授業改善をはじめ、不登校対応やICT活用、特別支援教育の充実に努めてまいります。

今年も訪問等を通じて、皆様の生の声を伺えることを楽しみにしております。対話を通じ、東上総の未来を担う子供たちと先生方のために全力を尽くしてまいります。本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。



総務課より

諸手当の届出について

諸手当は、必ずしも全ての職員に支給されるのではなく、それぞれの手当の支給要件に該当する職員についてのみ支給されるものです（地域手当を除く）。主な手当として、通勤手当・扶養手当・住居手当がありますが、いずれも職員本人からの届出により認定され、支給が可能となります。また、届出事項に変更が生じた場合も届出が必要となります。届出は15日以内に行ってください。15日を過ぎると手当が支給されない月が生じたり、戻入等が発生したりします。特に、扶養手当は期末手当や所得税、保険証の被扶養者認定などにも影響がありますので、被扶養者の収入額等については、常に確認するようお願いいたします。なお、令和8年4月1日から給与条例の改正により、通勤手当、扶養手当が改正となっています。扶養手当では手当額の変更のほか、大学生年代扶養親族の年間所得限度額が130万円から150万円へ引き上げとなっていますので、該当する場合は届出が必要となります。





不祥事根絶に向けて、日頃から、各学校をはじめ各市町村教育委員会において、研修会等を通して熱心に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、令和7年度の懲戒処分件数は33件（監督責任を含む）であり、令和6年度の29件（監督責任を含む）から増加しており、未だ不祥事が後を絶ちません。昨年度の懲戒処分件数における、小中学校教職員の処分件数は18件（監督責任を含む）となっています。その中で、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」による懲戒処分事案は9件（7件は懲戒免職）発生しており、20代・30代の若年層が多い傾向があることが分かっています。教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。

こうした現状を踏まえ、千葉県教育委員会は、不祥事防止対策有識者会議を開催し、同会議からの「児童生徒性暴力等の根絶に向けた提言」を受け、令和8年3月26日付け教職第1725号にて不祥事根絶の取組について通知しました。主な通知内容は「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」の改訂です。以下に概要を掲載します。

『児童生徒性暴力等の根絶に向けた提言』

【提言の4つの視点】

- ①共通認識をもつ
皆で学校における性暴力等の構造・現状・対策を共有する。
- ②ルールを明確にする
「迷わない言葉」で行動指針として明確化し、グレーを減らす。
- ③環境を見直す
「設計による予防」により発生しにくい構造を作る。
- ④違和感を見逃さない
違和感の段階で相談・対処できる体制を整え、深刻化を防ぐ。

『不祥事の未然防止に係る自己分析シートの主な改訂内容』 ※一部抜粋

【教職員用】

- [1 全般 No,2]
教職員の不祥事は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えたとともに、全ての学校及び教職員への信頼を失墜させるおそれがあることを理解すること。
- [2 性暴力等 No,9]
児童生徒とSNS等を利用したやりとり（業務に関する連絡に限る）をする場合は、公的なツールを用いた上で、必ずチームやグループ内に複数の教職員を登録している。

本提言や通知を受け「教職員の服務に関するガイドライン」や不祥事根絶リーフレット等を活用し、不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人がやりがいや成就感、達成感、帰属意識をもてる職場づくりを推進していきましょう。



新学期がはじまり、2か月が経とうとしています。児童生徒は新しい環境や生活リズムに少しずつ慣れてきた頃かと思いますが、その一方で、心身の疲れや様々な変化が表れる時期でもあります。この時期は、登校しぶりや不登校児童生徒の増加する傾向があります。その背景には、「生活習慣の乱れ」や「人間関係への不安」など、様々な理由が考えられます。不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであり、決して問題行動として捉えないことを、改めて認識していただきたいと思います。一人一人の状況に応じた支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も御検討ください。

千葉県教育委員会では本年度も不登校児童生徒の学びの場の充実を図るとともに、多様な教育機会の提供を目的として、オンライン授業配信「エデュオプちば」や、登校や外出が困難な児童生徒を対象とした仮想空間での交流の場「放課後メタバースちば～こさぼんの家～」などを活用し、教育機会の確保に努めています。また、長期休業明けは児童生徒の自殺が増加する傾向も見られます。児童生徒が「心や体がしんどいとき、どのように対処したらよいか」について、適切な情報提供や相談先の案内を行っていただきますようお願いいたします。



エデュオプちば



こさぼんの家

